

# 泉佐野応援クーポン取扱店舗募集要領

令和8年5月12日  
生活産業部まちの活性課

## 1. 事業の目的

インバウンド客を含む観光客（市内宿泊者）の、中心市街地の活性化や周遊を図るため、市内の事業者が提供する商品（和菓子、洋菓子）について、泉佐野応援クーポン券を発行します。

## 2. 応募できる事業者

下記の（１）から（７）までの要件をすべて満たす日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる業種のうち、菓子小売業（製造小売）の業種の店舗で、概ね別紙内に店舗が所在している法人又は個人であること。

- （１）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- （２）政治又は宗教活動等を目的とする事業を行う者でないこと。
- （３）公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- （４）泉佐野市暴力団排除条例(平成25年泉佐野市条例第28号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないもの(同居の親族を含む。)
- （５）市が実施する本事業の周知や調査等に協力すること。
- （６）市の広報媒体への掲載に同意すること。
- （７）市税を滞納していないこと。

## 3. 泉佐野応援クーポン事業者支援金の内容

「泉佐野応援クーポン券」は、泉佐野市が発行し、市内事業者の商品・サービスの提供を受ける際に割引券としてお使いいただくクーポン券です。

このクーポン券は、インバウンド客を含む観光客（市内宿泊者）に中心市街地にある宿泊施設にて配布します。

取扱店舗の一覧は、クーポン券に同封します。

### ■クーポン券の概要

#### （１）割引額

1枚250円（税込500円の商品・サービスの購入につき1枚使用可能で1決済につき4枚を限度とします。）

(2) 配布枚数

1冊子あたり5枚

(3) クーポン券の使用期間

発行日～令和9年3月31日

(4) クーポン券が使える店舗

泉佐野市に登録店舗として「泉佐野市泉佐野応援クーポン事業登録店舗承認決定通知書」で通知を受けた法人又は個人

(5) クーポン券による割り引き

登録店舗は「泉佐野応援クーポン券」分を値引きして商品・サービスをお客様に提供

「泉佐野市泉佐野応援クーポン券」の利用について

・クーポン券は、取扱店舗として登録された店舗などが提供する商品・サービスの割引券として利用できるクーポン券です。

・クーポン券は、税込み500円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて使用できる券の枚数を判断してください。

☞ 購入額とクーポン券使用枚数（例）

●税込み400円の会計・・・使用できません。全額をお客様が負担

●税込み800円の会計・・・1枚使用可能。550円をお客様が負担

●税込み2,600円の会計・・・4枚使用可能。1,600円をお客様が負担

・コピーしたクーポン券の使用はできません。また、大きく破損したものは使用できません。

※市はこれらの換金には応じません。コピー使用の疑いや大きく破損した券をお持ちのお客様が来店した場合は、取扱店舗の責任において割り引きをお断りするなどの対応をお願いします。

・クーポン券とその他の割引券などとの併用及び決済方法は、各事業者に一任します。

【クーポン券の取り扱い上の注意】

・クーポン券の裏面には店舗で受け取ったことを証明するために、使用年月日、店舗名（手書き、ゴム版など）を漏れなく記載してください。

※記載が無いクーポン券は対象外になります。

・使用実績・請求時に提出するクーポン券は、事業者において切り離して1枚の状態に整え、翌月10日までに提出してください。（月1回請求可です。）

#### 4. 応募期間

**令和8年5月12日(火)から令和8年5月20日(水)まで**

## 5. 応募の方法

クーポン券の取り扱いを希望する事業者は、あらかじめ店舗の登録手続きが必要です。

### 【申請に必要な書類】

泉佐野市泉佐野応援クーポン事業登録店舗申請書(様式第1号)

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求める場合があります。

### 【提出方法】

郵送、メール、持参のいずれかの方法で、下記まで提出してください。

## 6. 書類の提出先、お問い合わせ先

〒598-0007 泉佐野市上町 3-11-48

泉佐野市生活産業部まちの活性課

電話番号 072-469-3131 (直通)

E-mail [kankou@city.izumisano.lg.jp](mailto:kankou@city.izumisano.lg.jp)

(平日 午前8時45分から午後5時15分、土日祝休)